

## 平成30年 第7回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年7月5日(木) 午前9時00分～午前9時55分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(33人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	4番 津田 保 委員
5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員	7番 吉原春樹 委員
8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員	10番 野田弘之 委員
11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員	13番 井崎陽子 委員
14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員	16番 香月伸幸 委員
17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員	19番 川崎敏樹 委員
20番 小柳眞佐美 委員	22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員
24番 山口八州男 委員	26番 片渕秋正 委員	27番 松尾利助 委員
28番 光武直広 委員	29番 溝上博信 委員	30番 永石恒弘 委員
31番 岩永廣康 委員	32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員
34番 溝口修一郎 委員	35番 木下善明 委員	37番 川崎 薫 委員

4. 欠席委員(4人)

3番 川崎勝巳 委員	21番 森 邦之 委員	25番 田口千津子 委員
36番 中村秋男 委員		

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について  
(2) 農地法第4条の規定による許可申請について  
(3) 農地法第5条の規定による許可申請について  
(4) 平成30年白石町農用地利用集積計画(7号)の承認決定について  
(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1)合意解約の報告

業務連絡事項 (1)第8回農業委員会総会の日時及び場所  
(2)農業委員会だよりについて  
(3)宅地に隣接する狭小な農地の取り扱いを検討する部会の設置について  
(4)その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	淵上悦子				

## 7. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、平成30年7月第7回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第7回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、3番川崎勝巳委員、21番森邦之委員、25番田口千津子委員、36番中村秋男委員から欠席の連絡がっております。本日の出席委員は37名中33名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、23番の小野愛子委員、24番の山口八州男委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第120号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第120号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第120号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字新明〇〇番、田3,069㎡です。

貸付人は、白石町大字新明〇〇番地、新明2Aの祖父である〇〇さんです。借受人は、白石町大字新明〇〇番地、新明2Aの孫である〇〇さんです。

耕作面積は、田3,069㎡です。

稼働力は男1名です。

申請の事由は、孫に対して使用貸借権の設定をするものです。期間は平成30年7月5日から10年間です。〇〇さんにつきましては、認定新規就農者の認定を受ける予定です。なお、作付け予定はトマトです。全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 120 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 120 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 121 号 =

議長 続きまして、議案番号第 121 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 121 号。

権利の種類は所有権移転（贈与）です。

申請農地の表示。大字廿治字江越〇〇番、田 4,008 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、大町町大字福母〇〇番地、親である〇〇さんです。譲受人は、白石町大字廿治〇〇番地、子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 18,797 m<sup>2</sup>、畑 1,489 m<sup>2</sup>、計 20,286 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 1 名、女 1 名です。

申請の事由は、子に対する贈与です。譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。議案の位置図は、1 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として 6 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、大町町在住で、親である譲渡人より、子である譲受人へ贈与するための申請となります。譲受人は、現在、米、麦、大豆、イチゴを中心に約 2ha の規模で営農されており、申請地についても譲受人が耕作していることから、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、申請の所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、議事参与の制限がございまして、○番の○○委員はしばらく退席をお願いいたします。

(○番○○委員 退席)

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 121 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 121 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

(○番○○委員 着席)

---

= 議案番号第 122 号 =

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 122 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請について。

議案番号第 122 号。

申請農地の表示。大字横手字四本松箆○○番、畑 273 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字横手○○番地、大井の○○さんです。

転用目的は、収納小屋、庭及び家庭菜園となっております。

転用の事由は、平成 3 年頃の台風で収納小屋が壊れたので建て替えを行い、現在まで収納小屋の一部、庭、家庭菜園として利用していたというものです。始末書の提出がなっています。

事業または施設の概要は、収納小屋 190.00 m<sup>2</sup>、庭 140.00 m<sup>2</sup>、家庭菜園 70.00 m<sup>2</sup>、その他 80.00 m<sup>2</sup>。宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が水路、南側が宅地・田、北側は道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が一般除外で平成 14 年 11 月 6 日に決定公告

がされています。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。位置図につきましては2ページから3ページをご参照ください。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として6月26日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、台風により被害を受け、建て替えた収納小屋の一部と庭および家庭菜園の整備を目的とするものです。隣接する宅地と併せての利用であり、周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断します。また、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第122号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第122号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第122号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第123号＝

議長 議案番号第123号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第123号。

申請農地の表示。大字福富下分字二ノ間○○番、田471㎡です。

申請者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫及び堆肥置場となっております。

転用の事由は、有明海沿岸道路の延長工事に伴い、既存の農業用倉庫の一部が道路敷地にかかったため、申請地を農業用倉庫の建築及び堆肥置場として利用したいとのことです。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 132.00 m<sup>2</sup>、堆肥置場 55.00 m<sup>2</sup>、通路、その他 284.00 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が道路用地、西側が道路、南側が宅地、北側は道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外の軽微な変更が平成 30 年 1 月 5 日に決定公告がされています。

農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図につきましては 4 ページから 5 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

本件を担当している〇番の〇〇委員が、本日欠席ということで、地元委員の補足説明について口述書を預かっておりますので、代読させていただきます。

〇番の〇〇です。

地元農業委員として 6 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、有明海沿岸道路の工事に伴い農業倉庫の移転が必要となったため、宅地に隣接する農地に農業用倉庫及び堆肥置場を造成するものです。周辺農地への影響もないことから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 123 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 123 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 123 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 124 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 124 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 124 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字辺田字四本松〇〇番、畑の 92 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字辺田〇〇番地、久治の〇〇さん。借受人は白石町大字辺田〇〇番地、久治の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫となっております。

転用の事由は、イチゴ作業場が手狭になり、倉庫も老朽化している為、新たに農業倉庫兼イチゴ作業場を整備したい。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 74.53 m<sup>2</sup>、通路・その他 75.11 m<sup>2</sup>、宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が田、西側が田・宅地、南側が宅地、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が見直し決定で、平成 10 年 10 月 23 日に決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 7 月 3 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、事務局から説明がありましたとおり、親所有の農地を子が借り受けて農業用倉庫の建設を計

画されています。借受人は現在、地元の若手担い手の一人として農業に従事されていますし、かつ、申請地は過大な面積でもなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 124 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 124 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 124 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 125 号＝

議長 続きまして、議案番号第 125 号、4.「平成 30 年白石町農用地利用集積計画（7 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 125 号、平成 30 年白石町農用地利用集積計画（7 号）の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は 4 件となっております。

整理番号 1 番、買い手は日登の〇〇さん。売り手は日登の〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の 1 筆で 996 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成 30 年 7 月 6 日、支払期限は平成 30 年 9 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 38,220 m<sup>2</sup>です。認定農業者です。

整理番号 2 番、買い手は日登の〇〇さん。売り手は日登の〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の 1 筆で 1,005 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成 30 年 7 月 6 日、支払期限は平成 30 年 9 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円。総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。取得後の経営面積は 38,220 m<sup>2</sup>です。認定農業者です。

整理番号 3 番、買い手は新明 2A の〇〇さん。売り手は新明 2A の〇〇さん。土地の表示は、大字新明〇〇番、田の 1 筆で 5,922 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦・大豆・玉葱。所有

権の移転時期は平成 30 年 7 月 6 日、支払期限は平成 30 年 12 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 49,144 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

整理番号 4 番、買い手は新明 2B の〇〇さん。売り手は大和の〇〇さん。土地の表示は、大字新明〇〇番、田の 1 筆で 1,980 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦・玉葱。所有権の移転時期は平成 30 年 7 月 6 日、支払期限は平成 30 年 9 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 41,904 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 6 ページにかけて 82 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 81 件、使用貸借権設定が 1 件となっております。そのうち新規が 10 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 5 件で、再設定は 72 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 64 件です。今回の利用権の総面積は 345,538 m<sup>2</sup>です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 7 件、個人によるものが 75 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 17 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、82 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。今回は、所有権移転と利用権設定を別々に審議します。それでは、所有権移転について審議します。これについては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございますが、〇番の〇〇委員は本日欠席でございます。

所有権移転関係で、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 125 号の所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 125 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづきまして、議案番号第 125 号の利用権設定について審議します。これについても議事参与の制限がございます。〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員につ

いては、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。  
利用権設定関係で、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。利用集積計画のなかに、株式会社〇〇というのがありますが、これは農業法人ですか。

事務局 こちらのほうは、農業法人です。場所は大字福富の久原スタンドより少し東側に事務所を構えて、事業の内容は、農産物の生産・貯蔵・運搬で申請が挙がっています。

○番 白石町内の方ということですね。

事務局 はい、構成員さんは白石町の方となっております。

○番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 125 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 125 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 126 号～第 132 号＝

議長 続きますので、5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 126 号から議案番号第 132 号まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 126 号。申し出農地の表示。大字遠江字八平〇〇番、畑の 8,229 m<sup>2</sup>。農振

農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福田〇〇番地、廿治移南の〇〇さんです。議案の位置図は8ページをご覧ください。

議案番号第127号。申し出農地の表示。大字廿治字二本杉〇〇番、田の2,535㎡です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字廿治〇〇番地、上廿治の〇〇さんです。議案の位置図は9ページをご覧ください。

議案番号第128号。申し出農地の表示。大字築切字卯兵エ搦〇〇番、田の5,846㎡。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切〇〇番地、北揚の〇〇さんです。議案の位置図は10ページをご覧ください。

議案番号第129号。申し出農地の表示。大字築切字杉〇〇番、田の4,796㎡、同じく〇〇番、田の232㎡、同じく〇〇番、田の102㎡、合計の5,130㎡です。3筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切〇〇番地、北揚の〇〇さんです。議案の位置図は11ページから12ページをご覧ください。

議案番号第130号。申し出農地の表示。大字辺田字日ノ目〇〇番、田の2,975㎡です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字辺田〇〇番地、久治の〇〇さんです。議案の位置図は13ページをご覧ください。

議案番号第131号。申し出農地の表示。大字新明〇〇番、田の4,506㎡です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明2Bの〇〇さんです。議案の位置図は14ページをご覧ください。

議案番号第132号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑の5,406㎡です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町下古賀又〇〇番地、小城市の〇〇さんです。議案の位置図は15ページをご覧ください。

以上、議案番号第126号から議案第132号まで7件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)に農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定められておりますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 議案番号第126号から132号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員2名の選任についてよろしくお願いたします。

議案番号第126号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第127号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第128号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 129 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。全部です。

議長 全部ですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 130 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 131 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 132 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 126 号は○番○○委員と○番○○委員、127 号は○番○○委員と○番○○委員、128 号は○番○○委員と○番○○委員、129 号も○番○○委員と○番○○委員、130 号は○番○○委員と○番○○委員、131 号は○番○○委員と○番○○委員、132 号は○番○○委員と○番○○委員。あっせん委員になられた方はよろしく願います。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 126 号は○○、127 号は○○、128 号、129 号は○○、130 号は○○、131 号は○○、132 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしく願います。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

① 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第8回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 農業委員会だよりについて
- ③ 宅地に隣接する狭小な農地の取り扱いを検討する部会の設置について
- ④ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第7回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前9時55分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員